

富士見都市計画生産緑地地区の変更（富士見市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第20－1号、第121号、第20－2号、第257号、第236－1号、第224号、第198－2号、第73号、第210号、第60号、第197－1号、第260号生産緑地地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中第185号、第54号、第55号、第202－2号生産緑地地区を廃止する。
- 3 都市計画生産緑地地区中第281号生産緑地地区を次のように追加する。

| 名 称           | 面 積      | 備 考 |
|---------------|----------|-----|
| 第20－1号生産緑地地区  | 約 1.76ha |     |
| 第121号生産緑地地区   | 約 0.04ha |     |
| 第20－2号生産緑地地区  | 約 0.06ha |     |
| 第257号生産緑地地区   | 約 1.23ha |     |
| 第236－1号生産緑地地区 | 約 0.41ha |     |
| 第224号生産緑地地区   | 約 1.45ha |     |
| 第198－2号生産緑地地区 | 約 0.11ha |     |
| 第73号生産緑地地区    | 約 0.27ha |     |
| 第210号生産緑地地区   | 約 0.16ha |     |
| 第60号生産緑地地区    | 約 0.47ha |     |
| 第197－1号生産緑地地区 | 約 0.60ha |     |
| 第260号生産緑地地区   | 約 0.56ha |     |
| 第281号生産緑地地区   | 約 0.06ha |     |

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除、公共施設等の設置に係る行為、道連れ解除及び農地等の新たな指定により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。